

サイエンスフォトコンテスト 2025

応募規約

「科学の幽玄 – Beauté cachée de la science」

第1条 主催者

在日フランス大使館科学技術部〔所在地：〒106-8514 東京都港区南麻布 4-11-44〕（以下、主催者）は、「科学の幽玄 – Beauté cachée de la science」と題するサイエンスフォトコンテストを開催する。

第2条 コンテストの目的

本コンテストは、画像を通して日本における研究活動および日仏科学協力を光を当てることを目的とする。

第3条 参加者

本コンテストへの参加者（以下、参加者）は自然人であることとする。現在日本で研究活動を行っているか、あるいは少なくとも一部を日本で行っていたことがある者を対象とする。参加者は、フランスの知的財産法第 L113 条 1 に従い、提出する画像の著作権者であることを主張できるものとする。

画像や著作権に関する権利については、参加者自身が責任を負うものとする。

参加者は、以下の身分であることとする。

- 学士・士課程の学生
- 研究者、エンジニア、建築家、技術者
- 教育研究従事者
- 博士課程の学生、ポスドク研究員
- 博士号取得者

本コンテストの企画、実現、実施、促進、運営に実際に関わる関係者の参加はできないものとする。

第4条 受理対象となる画像

a. 画像の出典

対象となる画像は、少なくとも一部分が、日本の研究機関において実施された研究プロジェクトに基づくものとする。

画像は、自然科学、実験科学、人文社会科学などあらゆる研究分野を対象とする。

b. 画像に使用できる機器および技術仕様

使用する技術機器は、自然光、あるいは光学機器、電子機器など各種放射線による写真撮影、コンピュータグラフィックス、モデリング、スケッチ、ダイアグラム、グラフィック、フォトモンタージュなど、あらゆるものを対象とする。

提出する画像は、研究活動の現場で撮影された画像、あるいは撮像装置で記録されたものも対象とする。

AI ツールを利用して作成した画像は応募対象外とする。

受理対象となる画像データの解像度は 1080x1080 ピクセル以上とし、入選した際のプリントの質を考慮し、ファイルサイズは 3500~4000 ピクセルを推奨とする。

最大ファイルサイズは 10MB とし、画像データのファイル形式は png、jpg、あるいは pdf のみとする。

画像のデジタル加工は使用できるものとする。

c. 画像の解説文

画像とともに以下の文章を提出することとする。

- 画像タイトル（スペースを含み 100 文字以内）
- 画像の解説（スペースを含み 900 文字以内で、専門家ではない一般の方が理解できるように書かれていること）
- 参加者の略歴（スペースを含み 500 文字以内）

上記文章はフランス語か日本語で、参加者が応募時に提出するものとする。

主催者は、提出された文章を翻訳、あるいは修正することができ、有用と判断した場合、参加者に対して詳細を問い合わせることができるものとする。

第 5 条 コンテストへの参加

本コンテストへの参加は無料とする。

参加者が提出できる画像は 1 点までとする。同研究所、同研究プロジェクト内からの複数の応募は可能とするが、異なる参加者であることを条件とする。

応募画像が予選通過作品（「**第 7 条 受賞者**」を参照）に選出されなかった場合、同画像を次期コンテストに提出できるものとする。

画像は、いかなる形であっても、人の敬意を傷つけるもの、人の尊厳を損なうもの、公序良俗に反するもの、違反や犯罪行為の扇動、何らかの挑発や差別的言動を促すもの、憎悪や暴力を煽る内容であってはならない。

本規約に基づき、必要な場合は主催者が画像を選考の対象外とすることがある。

第 6 条 応募の受理

本コンテストへの応募書類の提出期限は、2025 年 9 月 30 日 23 時 59 分（日本時間）までとする。

応募は、参加者が本コンテスト応募フォーマットの必要事項をすべて入力し、本規約を読み同意して初めて完了となる。

応募は、本コンテストの公式サイト上のみで行われるものとする。

第 7 条 受賞者

主催者は、受理され選考対象となった画像の中から予選通過作品（以下、ファイナリスト）を選出する。

主催者がファイナリスト選出の決定権を持つものとする。

ファイナリストの中から 3 作品が選出され、以下の賞が与えられる。

- 審査員賞
- 次の千年（CHITOSE）賞
- 観客賞

a. 審査員賞

審査委員会は日本とフランスの科学、研究、文化界の人物で構成される。審査委員会メンバーは主催者が任命するものとする。

主催者は、審査委員会を対面またはオンラインで開催する権利を保有する。

審査委員会は、審査員賞の受賞者を 1 人選出する。

受賞作品選出の際に審査委員会が重視する評価基準は以下とする。

- 画像の美しさ

- 画像と解説文が研究内容をどれだけ分かりやすく伝えているか

審査委員会は、審査員賞の受賞者を選出する決定権を保有する。

b. 次の千年（CHITOSE）賞

審査委員会は主催者と、ちとせグループの代表で構成される（以下、ちとせ賞審査委員会）。ちとせ賞審査委員会のメンバーは主催者と、ちとせグループが共同で任命するものとする。

主催者は、ちとせ賞審査委員会を対面またはオンラインで開催する権利を保有する。

ちとせ賞審査委員会は、次の千年（CHITOSE）賞の授賞式に先立って受賞者を 1 人選出する。

受賞作品選出の際に審査委員会が重視する評価基準は以下とする。

- 科学・技術を通じて「次の千年」のための想像を促す画像であること
- 画像の表現力と解説の説明力が高い水準にあること
- 自身の研究を深く理解し、社会へ働きかける対話の姿勢があること

ちとせ賞審査委員会は、次の千年（CHITOSE）賞の受賞者を選出する決定権を保有する。

c. 観客賞

観客賞の受賞者は、コンテストの公式サイト上で投票により選出される。この投票は誰でも参加することができる。

最も多くの投票を集めた画像を提出した参加者が、観客賞の受賞者として選出される。

1 人の投票者が投票できるのは 5 回限りとする。

第 8 条 コンテストの日程

ファイナリストは、2025 年 10 月にコンテストの公式サイト上で発表される。ファイナリストは、各種 SNS および情報通信メディアを通じて主催者によって公表される。

ファイナリストとなった画像は、在日フランス大使館および科学技術部の各種 SNS で紹介される。

一般投票は、コンテストの公式サイト上で、ファイナリストの発表が行われた日から開催される。主催者は、授賞式の日程を考慮し、一般投票終了日を決定することができる。

審査員賞を選出する審査委員会の投票は、一般投票終了後に行われる。

各賞は、審査委員会による投票後、主催者が行う授賞式にて授与される。

主催者は、授賞式を予告なく中止することができる。

主催者は、コンテストの日程を予告なく変更することができる。

第9条 賞品

審査員賞、次の千年（CHITOSE）賞および観客賞の受賞者は、主催者が後日公表する賞品を受け取ることができる。

次の千年（CHITOSE）賞の賞品は、ちとせグループによって授与される。

受賞者は、コンテストの公式サイト上で発表され、応募の際に提出した連絡先に通知が送られるものとする。

通知後 30 日以内に連絡がない場合、受賞者は獲得した賞品を要求することはできず、その場合、賞品は授与されないものとする。

第10条 公表権、著作権、肖像権

参加者は、画像の制作者であり、人物が写っている場合はその人物の許可を含めすべての権利を所持しているものとする。

本コンテストに応募することによって、参加者が何らかの形で著作権を侵害し、その結果として紛争が生じた場合、主催者は一切の責任を負わないものとし、すべて参加者の責任において解決するものとする。

主催者は、コンテストおよび主催者の活動促進を目的として、選出画像および受賞画像を、あらゆるメディア、あらゆる形で公開することができるものとする。

主催者は、使用するごとに画像の制作者を明記することを約束する。

第11条 個人情報

主催者は、法規定に基づき、参加者の情報（身分、職務に関わる情報、連絡先）がコンテストの運営を目的として使用されることを参加者に通知する。

提供された情報のすべて、あるいはその一部は、コンテストの主催者および審査委員会が受け取り手となる。

提供された情報は 60 カ月間保存される。

参加者は、自身の情報へのアクセス、編集、使用制限、消去する権利を保有し、情報取り扱いの差し止めを申し出ることができる。

参加者は、コンテストの主催者に郵便、あるいはメールで連絡を取り、それらの権利を行使することができる。

主催者連絡先：

フランス大使館科学技術部

〒106-8514 東京都港区南麻布 4-11-44

yugen.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr

第 12 条 参加者の誓約と主催者の責任

本コンテストに応募することによって、参加者は本コンテストの公式応募規約を遵守することを約束する。

電話での問い合わせは受け付けないものとする。

情報の欠如や身分または住所の詐称を行った場合、自動的に参加失格となる。主催者は、参加者が提供した情報の正否を確認する権利を保有する。

参加者が本コンテストに応募し、ファイナリストとして選出された場合、主催者ならびに本コンテストのパートナーが参加者の名前、画像、授与された賞に関する情報を使用、修整、複製、公開、配信、拡散することに、参加者は同意するものとする。これは、非営利目的および主催者の公的機関としての任務に関わる用途であり、本コンテスト、あるいは主催者の活動の促進を目的とするためである。

本コンテストへの参加、あるいは参加への試みによって、直接的または間接的に起こりうるあらゆる損害に関して、それがいかなる性質のものであれ、主催者は一切の責任を負わないものとし、すべて参加者の責任において解決するものとする。

第 13 条 コンテストの変更、あるいは中止

本コンテストのあらゆる側面に関する主催者のすべての決定は、応募、画像の解説、画像の受理または失格の判断も含め最終的なものであり、不服申し立てはできないものとする。

主催者は、いつ何時でも予告することなく、本コンテストの変更、一時的な停止、あるいは中止を、その決定を釈明することなく行うことができ、いかなる資格においても、その点に関して責任を求められることはないものとする。

いかなる補償も賠償金も主催者に請求できないものとする。

第 14 条 規約

本規約は <https://concoursyugen.jp.ambafrance.org/ja/>のウェブサイト上で、フランス語および日本語で参照できるものとする。

フランス語版のみが効力を持つものとする。

第 15 条 不正行為

不当に賞品を受け取るために企てられた、あるいは犯されたあらゆる不正行為、またはその試みは、フランス刑法第 313-1 条の規定およびその刑法に従い、訴追の対象となる。

第 16 条 適用法

本規約にはフランスの法律が適用されるものとする。